# 長与町農業委員会会議録

## 平成25年9月24日

注:発言の内容については、その要旨を記載しております。 個人情報に関連する部分については、内容を 又は()に置き換えています。

長与町農業委員会

### 平成25年9月農業委員会総会

1. 日時 平成25年9月24日(月)9時30分から10時00分

2. 場所 長与町役場 3 階第 1 会議室

3. 出席委員(14名)

職務代理者 2番 辻 末男

委員 3番 辻田 博文 5番 白﨑 純範 6番 柿本 尚文

7番 辻田 三男 8番 柿本 正博 9番 梶尾 厚

10番 河内 秀治 11番 山中 昇 12番 坂口 齊

13番 井上 良信 14番 山口 益子 15番 内村 博法

16番 山脇 昭信

4. 欠席委員(2名) 1番 田中 稔 17番 山﨑 昌美

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農用地利用集積計画について

第 3 第 1 号報告 農地転用専決処分報告

第2号報告 農地改良届出報告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長松本 廣農地・農政係長田中 廣幸農地・農政係主事中山 高宏

#### 事務局

おはようございます。定刻になりましたので、始めさせていただきます。それでは、平成25年9月の総会が開催される前に、例月ですけれども、総会規則について申しあげます。長与町農業委員会総会規則第6条により14人の出席でございますので、在任委員が総会を開催する定数に達していることをご報告申しあげます。本日の欠席者は1番、田中会長。17番、山﨑委員さんとなっております。田中会長におかれては、共済の仕事の都合でお見え出来ないということでございまして、また、山﨑委員さんにつきましては、JAの研修会に行かれるということで、連絡が入っております。

それでは、総会に移りますが、本日は会長が所用で欠席しておりますので、従いまして農業委員会法第5条第5項による、会長が欠けた時又は事故ある時は、委員が互選した者がその職務を代理するということで規定されております。会長に代わりまして職務代理者に議事等の進行をお願いすることにいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 議長

改めまして、皆さんおはようございます。今日は、9月の定例総会を開催しました所、お忙しい中にお集まりをいただきまして篤くお礼を申しあげます。先程事務局からご報告がありましたように、会長が共済の会議の方に出席をされましたので、本日は欠席をされております。代わって進行をさせていただきますけど、不慣れな点がありまして、ご迷惑をおかけする事が多々あろうかと思いますけれども、よろしくお願い申しあげます。

それではまず始めに、日程第1の長与町農業委員会総会規則第18条の規定によりまして、議事録署名委員2人を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

#### 【異議無しの声あり】

#### 議長

議事録署名委員に11番山中委員さんと、12番坂口委員さんを指名いたします。

次に日程第2の本日の案件は、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてが1件、第2号議案、農用地利用集積計画についてが2件、以上までが議案の審議となっております。そして、日程第3の報告事項ということになっております。

それでは審議に入りますが、審議等に対しましてご意見ご質問をされる際は、挙手をして 番号氏名を必ずお願いいたします。なお毎月のことですが、ご意見並びに質問は、議事録に 記録して公開されることになっておりますので、審議内容に沿って発言をいただきますよう お願いをいたします。

それでは日程第2 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを、事務局からご説明をお願いいたします。

#### 事務局

はい、先に送付させていただきました、議案書をお開き下さい。1ページの第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、朗読と説明をいたします。整理番号5(3 -1)、申請地が、長与町本川内郷(地番)、畑、面積が1,096㎡。2筆目が同じく(地 番)、畑、面積が3,739㎡、3筆目も同じく、(地番)、畑、面積が371㎡、合計の5,206㎡となっております。農地区分は、農用地区域内の3筆です。申請者は、譲渡人が、長与町本川内郷(地番)、(氏名)さん。譲受人が、同じく本川内郷(地番)、柿本透さん。申請目的は、売買による所有権移転です。申請者の譲受人は以前から農業に携わっておられたわけですけれども、お父さんが他界されたことに伴い、昨今ですね、相続によりまして1,772㎡取得されております。そして今回、新たに5,206㎡を取得して、農業経営の規模拡大を図って、合理化を併せて行いたいということからの申請となっております。備考欄の通り、耕作地は、相続面積と併せまして6,978㎡。農業の労働力は申請人お1人で、現在年間120日。また、忙しい折には奥さんが手伝っている状況であります。都市計画区域外となっております。

申請地の場所を申し上げます。2ページの方をお開き下さい。非常に説明しづらい所になりますので、申し訳ありませんけれども、図面を見ながらご判断頂きたいと思っている所です。申請地の場所は、(施設名)上部横の バス停の次のバス停ですけれども、 バス停から距離にいたしまして、780メートル程登っていった所になります。途中琴ノ尾岳方面への道路と、多良見町への開拓道路の分岐点がございますけれども、その分岐点から、開拓道路を少し行った右下になる所になります。図面では、青色で表示してある所が申請地となります。

また、農地法第3条の申請があった場合には、法的な位置づけを付け加えるということになっておりますので、今回議案として上がっておりますので、ご承知かと思いますけども、 農地法第3条第2項の第1号から7号までを、農地の権利移動を制限する事項ということで、申し上げておきます。

まず、第1号です。農地の取得後において、権利者が耕作するにいたって支障はあるか、ということです。次に第2号です、権利の移動をする際には、農業生産法人以外の法人が権利の取得をしようとしているか。次に第3号です、当事者以外に信託引き受け等が行われている状況ではないか。次に第4号です、農業に従事する日数が足らなくはないか。次に第5号です、農地の下限面積が不足していないか。次に第6号です、権利移動をする予定の土地が、現に貸付け、質入れ等をしていないか。最後になりますけども、第7号です。地域調和要件ですが、土地を利用していく状況で、効率的又は総合的に支障を及ぼす恐れがあるか、以上の事について、申請者に対して、事前に確認をしております。従いまして、申請者は1号から7号までに該当しないことを申し上げておきます。以上の通りでございます、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局からの説明に関連して、地元担当委員さんから、補足説明等はありませんでしょうか。

16番

16番山脇です。ただ今説明がありました申請地につきましてはですね、9月の20日に 事務局の方と現地確認をいたしております。場所的には、今説明がありましたけど、この地 図を見て貰えば、申請地の上が琴ノ尾岳の頂上になる場所でございます。そしてこの申請地 につきましては、もうここ何年か、10年前後なりますかね、遊休農地のような状態でずっと続いてきております。それでこの、3筆ありますけれども、下の方に行きますと少しもう雑木が生い茂ったような状態です。上の広い畑はですね、すぐにでも耕作出来るような状態でございます。今回、譲受人が出て来られましたので、地域の者としては大変安心をしたというのが実際の所でございます。そのままでいきますと、近いうちに荒廃地になっていく心配もある場所でございましたので、私たちは大変安心をしておりますと話をしていました。以上ですので、よろしくお願いをいたします。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はございませんでしょうか。

5 番

5番の白﨑ですけど、今後この畑となっていますけど、どういったものを作物として植栽されるのでしょうか。

事務局

では私の方から。まず相続された農地につきましては、現在みかんが植えられておりまして、みかんを継続するという事だそうでございます。今回買い入れる予定の農地につきましては、今山脇委員さんからご説明いただいた所の全部が道路下になるんですけれども、野菜を作っていきたいとのことです。そのまた下につきましては、またみかんを植えていきたいというふうにお聞きをしております。以上でございます。

5 番

はい、わかりました。

議長

他にご意見ご質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議長

質問が無いようですので、これで審議を終わらせていただきますが、よろしいですか。

【はいの声あり】

議長

それでは、農地法第3条の許可申請について許可することにご異議ありませんか。

#### 【異議無しの声あり】

議長

異議無しということですので、許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農用地利用集積計画についてを、事務局からご説明をお願いします。

事務局

第2号議案 長与町農業地利用集積計画についての9月の1ページの方をお開き下さい。 それでは朗読と説明をいたします。第2号議案、農用地利用集積計画について上記議案を提出いたします。平成25年9月24日、長与町農業委員会会長、田中稔。提案理由といたしまして、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき農用地利用集積計画の決議を求められたので提案する。

次に2ページをお開き下さい。平成25年第8号。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。平成25年9月10日、長与町長、吉田慎一。

次に3ページをご覧下さい。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用 地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。長与町長 吉田愼一。 これも例月のとおりですけれども、年月日につきましては、総会を経て町長部局での決済後 公告することになっておりますので、未記入といたしております。

次に4ページをお開き下さい。これは2件の集計表ですけれども、これから説明いたします、5ページから9ページまでの中で、詳細について説明をいたしますので、省略させていただきます。

次の5ページをご覧下さい。これにつきましても、朗読と説明をいたします。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、(氏名)さん、長与町岡郷(地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名)さん、長与町岡郷(地番)。利用権を設定する土地は、岡郷字一本松(地番)、畑、面積は1,961㎡。同じく(地番)、畑、面積は1,87㎡。同じく(地番)、畑、面積は9,82㎡、同じく(地番)、畑、面積は8,7㎡。同じく(地番)、畑、面積は4,80㎡。同じく(地番)、畑、面積は8,7㎡。同じく(地番)、畑、面積は4,80㎡。同じく(地番)、畑、面積は8,7%。以上7筆で、面積が5,576㎡でございます。7筆とも利用権の種類は使用貸借で、作物は野菜です。平成25年10月1日から30年9月30日までの5年間となっております。これは新規でございます。

地区が同じですので、続けて申し上げます。7ページをお開き下さい。2点目の利用集積を申し上げます。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、(氏名)さん、長与町岡郷(地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名)さん、時津町久留里郷(地番)。利用権を設定する土地は、岡郷(地番)、畑、面積は845㎡。利用権の種類は賃貸借。作物はみかんで、平成25年10月1日から、30年9月30日までの5年間です。年末に7,00円を支払うということになっております。これは前回と同様の引き続きとなっております。

土地の所在ですが、2件分をまとめて説明いたします。9ページの方をお開き下さい。まず、2件目の利用権設定の1筆の方の場所になりますけれども、右の、丸枠で囲っている場

所でして、それ以外の7筆が1件目の利用権設定になります。場所は岡郷の国道207号線を多良見方面に参りますと、途中左手に、(施設名)があります。大きな建物ですけども。その施設からまたさらに進んで行きますと、 バス停がございます。そのバス停付近からですね、山手を見ますと、町道の一本松線が走っています。その道路の横一帯に沿って点在している、それぞれの青色で表示してある所が、申請地の場所となります。以上の通りです。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局からの説明に関連して、地元担当委員さんから補足説明はありませんか。

6 番

6番柿本です。昨日現地確認をさせていただきました、まず借受人の(1件目借主)さんですけれども、今回、新規ということであります。現況は、以前はみかん畑だったんですけど、現在は更地の状態でございます。(1件目借主)さんにつきましては、現在も野菜を栽培されていらっしゃるわけですけれども、野菜栽培の規模拡大を図りたいということで、今度借り受けるということでございます。

それと、場所的には、今事務局からも説明がございましたけれども、(1件目申請地周辺 農地2筆)、ここは坂本信男さんの雑柑のハウス、みかん畑だったんですけれども、そのみ かんを伐採されて、ここにも野菜を栽培されておりますので、別段問題無いと思いますし、 野菜栽培には特に水が必要かと思いますけれども、地域にも灌水施設がありますので、その 辺りにつきましては、十分対応出来るものと思っております。

それに次の(2件目借主)さんですけれども、継続ということで、もう14、5年前から(2件目貸主)から借り入れて栽培をされているということでございます。品種は伊木力系でございます。以上でございます。

議長

補足説明が終わりましたが、ご意見ご質問はございませんか。

#### 【意見・質問無し】

議長

それでは、ご意見ご質問が無いようですので、これで2件の利用集積についての審議を終了いたします。農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき決定することに、ご異議ございませんか。

#### 【異議無しの声あり】

議長

異議無しということですので、決定することにいたします。

次に、日程第3の報告事項に移ります。事務局から報告をお願いいたします。

事務局

はい、それでは別紙の、平成25年9月の農業委員会総会報告事項に移ります。今月は、 農地転用専決処分と、農地改良届出報告書、そして9月行事予定報告となっております。順 に申し上げます。

1ページをお開き下さい。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の朗読 と説明を申し上げます。1、当事者の氏名、住所、職業で、譲渡人が(氏名)さん。住所が 長与町高田郷(地番)、職業は農業。譲受人が(氏名)さん。住所が長崎市三原(地番)、 職業は会社員。2、土地の所在等。土地の所在は、高田郷(地番)。地目は台帳で田、現況 は畑。面積は18㎡。土地の所有者は譲渡人と同じ方でございます。3、転用計画。転用の 目的に係る事業または施設の概要ですが、現在榎の鼻土地区画整理事業がご覧の通り進めら れているわけですけれども、この区画内は元々、市街化区域内の土地が一部含まれておりま して、譲渡人が区画整理事業の組合員の一員としての資格を譲りたいという希望がございま して、組合員である現在の譲受人に所有権移転をされることにしたということでございま す。これはあくまでも、組合施行でございますので、全ての農地につきましては組合員であ るべきということがございますので、今回このような処分で行っております。この土地は、 区画内の土地と合算しまして、一連の仮換地に指定するための転用届出になります。4、申 請日が平成25年9月12日。5、専決処分の日が平成25年9月19日。以上の通り、長 与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第7条第2項の規定により専決 処分をしたので報告いたします。平成25年9月24日、長与町農業委員会事務局長、松本 廣。

次に2ページの方をお開き下さい。土地の所在になりますけれども、(建物名)の後ろのですね、土地区画整理事業に含まれる所になります。丸書きで囲っていますけども、小さな所ですけれども、青色で表示している部分になります。

続きまして3ページの方をご覧下さい。農地改良届出報告書です。土地の所在等ですが、 所在が岡郷(地番)、台帳、現況とも畑、面積が344㎡の内の10㎡。所有者氏名は、(氏名)さん、住所は岡郷、作付作物は果樹で、みかんでございます。今回の申請者は(氏名) さんで、昨今他界されました、(申請地名義人)さんの奥さんになります。申請地の下には 現在宅地が造成されている状況でございまして、みかん畑の崩落防止のために工事届が今回 出されております。上記の通り、その他の工事届が平成25年9月3日。現地確認を平成2 5年9月6日に行ったので報告をいたします。平成25年9月24日、農業委員、山中昇、 代読でございます。

場所を説明します。4ページをお開き下さい。 橋信号機よりですね、約150メートルほどバックしまして、 公園と道挟んだ住宅の隣、青色のみかん畑で、その後更地にしている所があります。現在造成工事がされて、下から上にかけて擁壁が設置されている状況です。現在は、ほぼ済んでいる状況で申し上げます。青色で細長く表示している所の、その一部になります。一応ここで区切らせていただきます。

議長

農地改良届出、現地確認をされた委員さんから、事務局の説明に補足することはございませんか。

11番

11番山中です。9月6日、事務局と立ち合いをいたしました。雨や風等の災害で、石垣が無かった部分がくずれていたものですから、擁壁で復旧するということでした。今はもう 擁壁がされており、立派になっています。以上です。

議長

ああそうですか。完成しているということですね。他にご意見ご質問ありませんか。

【意見・質問無し】

議長

質問が無いようでしたら、次に行事報告をお願いします。

【この後、平成25年9月行事報告が行われた。】

議長

これで、本日の議案の審議並びに報告事項は終了しました。以上をもちまして、長与町農業委員会9月総会を閉会いたします。

【この後、以下の内容について説明が行われた。】

【農業者年金加入訪問について】

【農業委員視察研修について】